

大阪市港区役所と一般社団法人港産業会青年部会イノベーションポート200との 事業連携に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人港産業会青年部会イノベーションポート200（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、行政課題・地域課題の解決を図るとともに、大阪・関西万博及び港区制100周年を契機とした地域活性化及び広く世界への魅力発信に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、大阪市港区政に関する次の事項について連携・協力する。

- （1）こどもの健全育成に関すること
- （2）地域の安全・安心に関すること
- （3）市民（在住外国人も含む）への情報発信に関すること
- （4）地域資源を活かしたまちの活性化に関すること
- （5）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項各号に掲げる具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるとはできない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和7年6月26日

甲 大阪市港区市岡1丁目15番25号
大阪市
協定締結担当者

乙 大阪市港区磯路3丁目19番1号
一般社団法人港産業会青年部会
イノベーションポート200

大阪市港区長
山口 照美 (自署)

会長
村田 烈 (自署)